参加表明書作成要領

1　総則

（１）参加表明書（技術資料を含む。）の用紙サイズは、特に定めた場合を除いて、全てＡ4縦とし各々１枚とする。

（２）技術資料には、参加表明者名その他社章など参加表明者が判別できるもの及び氏名など個人が判別できるものを記載することはできない。

（３）技術資料に記載する主要業務、同種業務及び類似業務とは、平成１４年度以降に完成・引渡が完了した新築、増築、改築又は改修の建築物に係る設計業務で次に掲げる条件を満たしているものをいう。

①主要業務【鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延床面積３５０㎡以上の建物の設計業務。】

②同種業務【鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延床面積２５０㎡以上の建物（大学校舎又は研究施設）の設計業務。ただし①の主要業務を除く。】

③類似業務【鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延床面積２５０㎡以上の建物（校舎又は事務所等）の設計業務。ただし①の主要業務を除く】

（４）本業務は、総括技術者及び主任技術者からなる設計ﾁｰﾑを組んで行うものとする。

総括技術者は設計ﾁｰﾑの中心となる技術者であり全体を総括し、主任技術者は各分野の中心となる技術者であり各分野の責任者とする。

（５）総括技術者及び主任技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、総括技術者は、自設計事務所に所属する者であること。

（６）同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することはできない。

（７）参加表明書を提出する設計事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写しと、文部科学省における平成２３・２４年度設計･コンサルティング業務の競争参加資格の認定をうけている「競争参加資格認定通知書」の写しをそれぞれ１枚添付すること。

（８）参加表明書を提出する設計事務所は、「納税証明書（国税通通則法施行規則別紙第八号書式その一の法人税、消費税及び地方消費税の証明並びに同第八号書式その三又はその三の三の未納の税額がないことの証明）」の写しを１枚添付すること。

2　総括技術者の資格及び実績（様式１）

（１）「１　資格」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を「一級建築士」を優先して記入すること。
（２）「２　主要業務実績」は、平成１４年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し、完了した業務を１件記入すること。
（３）「３　同種・類似業務実績」は、平成１４年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して少なくとも１件は記入（３件以内）すること。
（４）さらに、「３　同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在地町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
（５）「立場」欄は、当該業務における役割（総括技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。
　なお、当該業務における役割が主任技術者又はその他の場合は、担当分野（建築（意匠）担当、建築（構造）担当などの別）及び具体的な役割を記入すること。

３　総括技術者の主要業務の実績（様式２）
（１）総括技術者の資格及び実績（様式１）に記入した主要業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。
（２）総括技術者の主要業務の実績（様式２）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）１点を添付すること。
（３）設計事務所の主要業務の実績（様式８）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。

４　総括技術者の同種又は類似業務の実績（様式３）
（１）総括技術者の資格及び実績（様式１）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して１件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図を１枚。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。
（２）総括技術者の同種又は類似業務の実績（様式３）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズはＡ４又はＡ3）１枚を添付すること。
（３）ただし、設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式９）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。

５　主任技術者の資格及び実績（様式４）

（１）主任技術者の資格及び実績（様式４）は、建築（意匠）、建築（構造）の担当分野毎に作成すること。
（２）「１　資格」欄は、当該業務を行うに当たり関連する資格を、建築（意匠）及び建築（構造）については「一級建築士」を優先して記入すること。
（３）「２　主要業務実績」は、平成１４年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者)として従事し､完了した業務を１件記入すること。
（４）「３　同種・類似業務実績」は、平成１４年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して記入（３件以内）すること。
（５）さらに、「３　同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途､発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
（６）「立場」欄は、当該業務における役割（総括技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。
　なお、当該業務における役割が主任技術者又はその他の場合は、担当分野（建築（意匠）、建築（構造）などの別）及び具体的な役割を記入すること。

６　主任技術者の主要業務の実績（様式５）
（１）主任技術者の主要業務の実績（様式５）は、「建築（意匠）担当主任技術者」及び「建築（構造）担当主任技術者」についてのみ作成すること。
（２）主任技術者の資格及び実績（様式４）に記入した主要業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。
（３）主任技術者の主要業務の実績（様式５）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）１点を添付すること。
（４）ただし、設計事務所の主要業務の実績（様式８）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。

７　主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式６）
（１）主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式６）は、建築（意匠）、建築（構造）の担当分野毎に作成すること。
（２）「建築（意匠）担当主任技術者」及び「建築（構造）担当主任技術者」については、主任技術者の資格及び実績（様式４）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して１件を選び、各担当分野に関する当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視団等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述

すること。

（３）主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式６）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）１枚を添付すること。

（４）ただし、設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式９）及び総括技術者の同種又は類似業務の実績（様式３）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。

８　設計事務所の主要業務等の実績等（様式７）

（１）「１　技術者数・技術力」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を有する技術者（以下「技術者」という。）の人数及び資格について記入すること。

　なお、協力設計事務所の技術者の人数については、（　）書き内数で明記すること。

　複数の資格を有する技術者については、「一級建築士」、「建築設備士」及び「技術士」を優先して、このうちいずれか一つの資格の保有者として取り扱うこと。

（２）「２　協力設計事務所」は、全ての協力設計事務所の法人等名を記入すること。

（３）「３　主要業務実績」は、平成１４年度以降に完了した業務を１件記入すること。

（４）「４　同種･類似業務実績」は、平成１４年度以降に完了した同種又は類似業務を「同種業務」及び「単体又はＪＶ受注業務」を優先して少なくとも１件は記入（３件以内）すること。

（５）さらに、「４　同種・類例業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。

（６）「受注形態」欄には、単体、ＪＶ（設計共同体の構成員として受注）協力（協力者として参加）の別を記入すること。

（７）「業務内容」欄には、業務種類（基本設計、実施設計の別）、分野（建築（意匠）、建築（構造）などの別）、作業内容（基本図作成、詳細図作成、設計計算、数量集計などの別）及び具体的な業務内容を記入すること。

９　設計事務所の主要業務の実績（様式８）

（１）設計事務所の主要業務等の実績等（様式７）に記入した主要業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。

（２）設計事務所の主要業務の実績（様式８）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）１点を添付すること。

１０　設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式９）

（１）設計事務所の実績等（様式７）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して１件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。

（２）設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式９）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）１枚を添付すること。